

郵便・信書便制度の見直し に関する調査研究会について

平成19年4月3日

総 務 省

郵便・信書便における競争促進施策の推進

1 「郵便におけるリザーブエリアと競争政策に関する研究会」の報告書とりまとめ

- 平成18年1月から、竹中前総務大臣の下で研究会を開催し、郵便における競争を促進する施策について検討。同年6月、報告書を取りまとめ。

報告書の提言（ポイント）

1. 段階的な全国的展開（3年程度）
2. ユニバーサルサービス基金の創設
3. 複数事業者の連携による参入（〈民・民〉複数の事業者が協定等を締結してサービス提供、〈民・郵〉信書便事業者による郵便ネットワークへの接続
4. 信書便差出箱の設置基準の見直し（いわゆる「ポスト10万本」規制の見直し）
5. その他（特定信書便の規制緩和等、信書便分野の個人情報保護ガイドラインの策定）

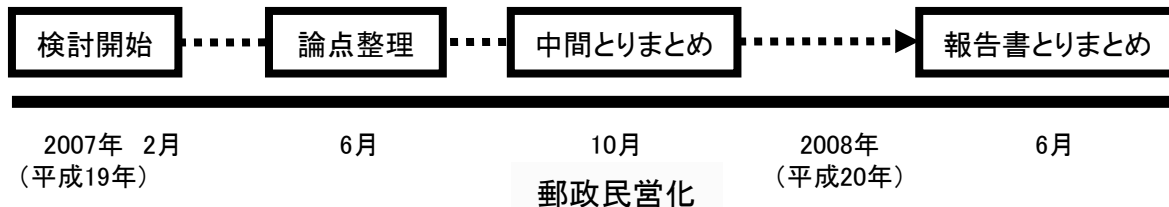
2 「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」の開催

- 上記研究会は現行の枠組みを前提とした一般信書便事業への参入のあり方など、主として当面の施策を提言。
- 他方、本年10月に予定される郵政民営化や、米国における郵便改革法案の施行に向けた動きなど、郵便・信書便分野において新たな展開が見られるところ。
- このため、民営化以降の郵便・信書便制度全般について包括的・抜本的な見直しの検討を行うため開催。

構成員

座長：高橋 温（住友信託銀行(株)取締役会長）
井手秀樹（慶應義塾大学商学部教授）
黒川和美（法政大学経済学部教授）
東條吉純（立教大学法学部教授）
長谷部恭男（東京大学法学部教授）
三村優美子（青山学院大学経営学部教授）
宮田加久子（明治学院大学社会学部教授）

検討スケジュール



3 「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」の検討状況

2007年
(平成19年) 2月21日

第1回会合

- 議事 (1)開催要項について
(2)研究会の公開方法について
(3)郵便制度と事業の現状について
(4)信書便制度と事業の現状について
(5)諸外国における郵便自由化の動向について
(6)今後の進め方について

3月27日

第2回会合

- テーマ:「郵便とは何か」
議事 (1)郵便の歴史について
(2)通信の秘密について
(3)郵便・信書便の特性等について

4月

5月

6月

会合開催(月1回程度)

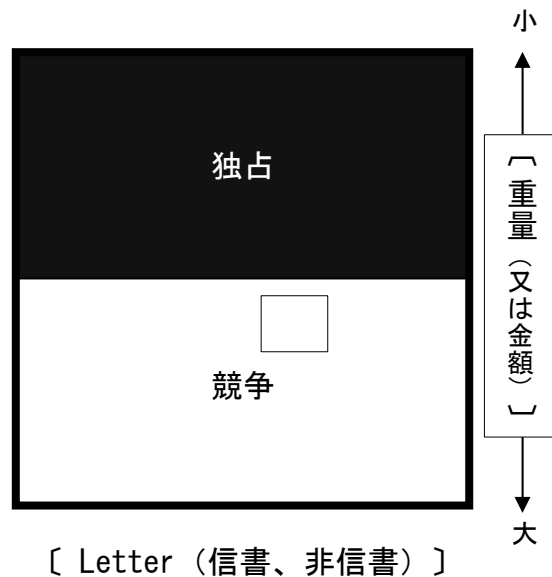
論点整理

諸外国との制度比較

1. EU

・一定の「重量」及び「金額」以上を開放

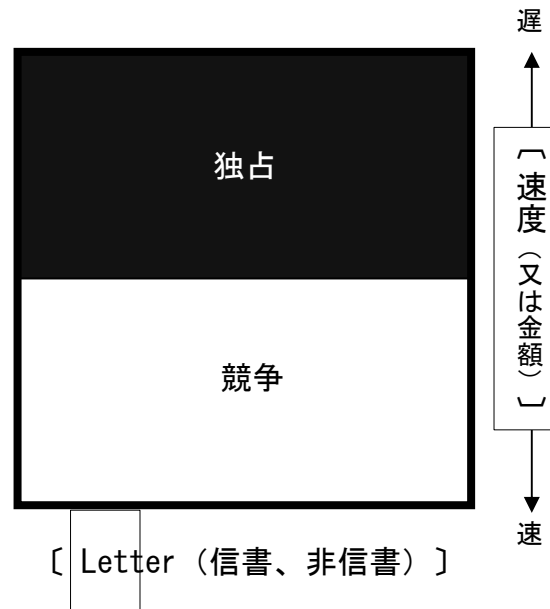
※段階的に開放分野を拡大してきており、2009年に全面開放することを検討中



2. 米国

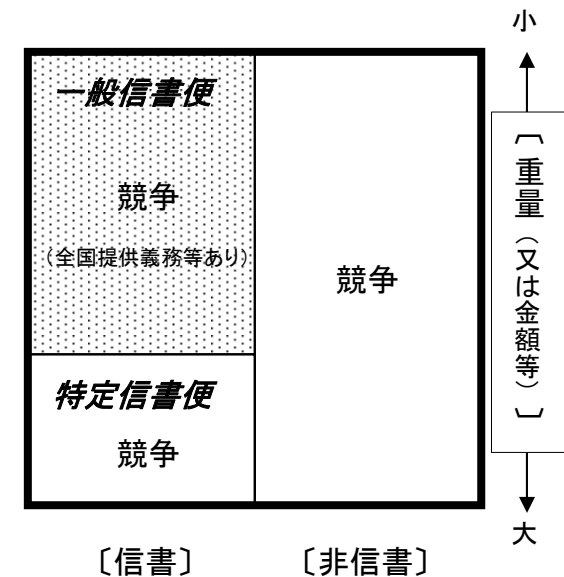
・「速度」基準による開放（「金額」によるみなし規定もあり）

※各家庭等に設置されている郵便受箱は郵便事業体の独占（チラシ等の投函不可）



3. 日本

・全国でのサービス提供等を義務付け（一般信書便）



注:「独占」=法制度上の独占範囲であり新規参入が不可能な分野、「競争」=法制度上は新規参入可能であり(旧)独占事業者との競争分野、としての制度設計上の区分

郵便自由化のスケジュール

	EU指令	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ
1970年					(1979年) きわめて緊急性の高い書状等
1980年		(1981年) 公社化 (1981年) 料金1ポンド以上	(1985年) 急送便(高速度、保証付 及び追跡可能等が条件)	(1989年) 基本書状料金の10倍 以上	↓
1990年	(1998年) 重量350g以上又は基本 書状料金の5倍以上	↓ (1999年) 重量350g以上又は料 金1ポンド以上	(1991年) 公社化 ↓ (1999年) 重量350g以上又は基本 書状料金の5倍以上	↓ (1995年) 株式会社化 (1996年) 重量1,000g超又は基本 書状料金の10倍以上 (1997年) 重量1,000g超又は料金 10マルク以上 (1998年) 重量200g以上又は基本 書状料金の5倍超	↓
2000年	↓ (2003年) 重量100g以上又は基本 書状料金の3倍以上 ↓ (2006年) 重量50g以上又は基本 書状料金の2.5倍以上 ↓ (2009年) 独占範囲の撤廃(検討中)	(2001年) 株式会社化 (2003年) 重量100g以上又は料 金の80ペンス以上 ↓ (2006年) 独占範囲の撤廃	↓ (2003年) 重量100g以上又は基本 書状料金の3倍以上 ↓ (2006年) 重量50g以上又は基本 書状料金の2.5倍以上	↓ (2003年) 重量100g以上又は基本 書状料金の3倍以上 ↓ (2006年) 重量50g以上又は基本 書状料金の2.5倍以上 (2008年) 独占範囲の撤廃(予定)	↓ (2006年 改正法成立) 重量12 1/2オンス以上又は 基本料金の6倍以上
2010年					

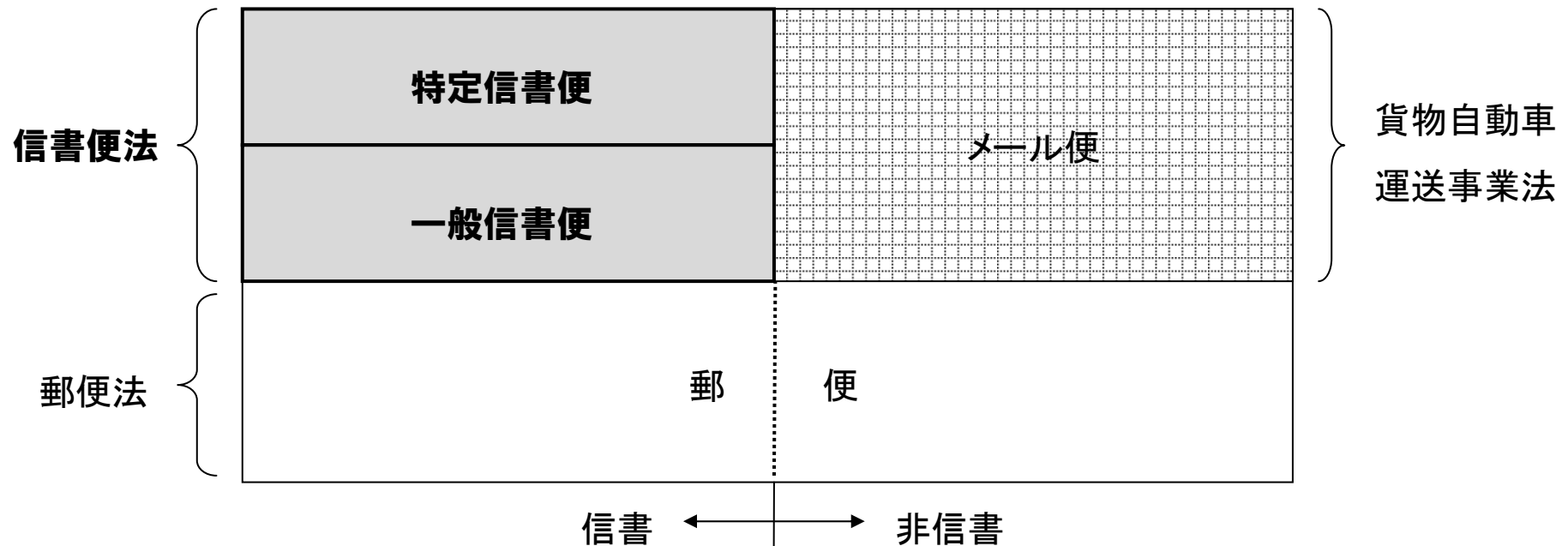
信書便制度と 事業の現状について

信書便制度について

郵便(信書)への民間参入を実現

- 平成15年4月の信書便法施行により、国の独占とされてきた信書の送達の事業について、民間事業者の参入が実現。
- 信書便法は、信書の送達の事業に競争原理を導入することにより、利用者の選択肢を拡大し、その利便の向上を図ることを目指すとともに、引き続き、信書の送達の役務の日本全国におけるあまねく公平な提供（ユニバーサルサービスの提供）を確保することを目的としている。

概念の整理



信書便事業の種類①

(1) 一般信書便事業

基礎的なサービス

- 葉書や手紙など、国民生活にとって基礎的なサービスとして、軽量・小型の信書便物が差し出された場合に、全国において必ず引受・配達するサービス(一般信書便役務)を提供する事業。

このため、全国を業務区域として、なるべく安い料金で、あまねく公平に利用できるように、次の条件を満たすことが必要とされている。

- (1) 全国均一料金
- (2) 最軽量の場合※については、80円以下の料金 ※25g以下
- (3) 随時・簡易な差出方法として信書便差出箱の設置(全国に満遍なく、計約10万本)
- (4) 週6日以上での配達

(参考)

一般信書便役務:

軽量・小型の信書便物(長さ、幅及び厚さが各々40cm、30cm、3cm以下、かつ重量が250g以下)を差し出された日から原則3日以内に送達するサービス



信書便事業の種類②

(2) 特定信書便事業

高付加価値なサービス

- 付加価値の高い特殊な需要に対応するサービス(特定信書便役務)のみを提供する事業

(参考)

特定信書便役務:

① 大きい又は重いサービス

長さ・幅・厚さの合計が90cmを超え、
又は重量が4kgを超える信書便物を送達するもの



② 速いサービス

信書便物が差し出された時から、
3時間以内に当該信書便物を送達するもの



③ 高いサービス

料金の額が1,000円を下回らない範囲内において
総務省令で定める額(国内における役務は1,000円)
を超えるもの



参入状況(平成18年度末現在)

(1) 類型別・参入事業者数

	一般信書便	特定信書便
参入事業者数	0	214

うち本社所在地別内訳

北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄	計
8	6	72	6	7	18	43	16	1	34	3	214

(2) 役務種類別・参入事業者数

① 長さ・幅・厚さの合計が90cmを超え、又は重量が4kg超の信書便物を送達する役務	176
② 信書便物の差出時から、3時間以内に送達する役務	77
③ 料金が1,000円を超える信書便物を送達する役務	102
計	355

(注) 複数の役務を提供する事業者があるため、参入事業者数と一致しない。

(3) 参入事業者数の推移

